

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年9月26日

赤穂市長

牟禮 正穂

赤穂市条例第39号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例

(赤穂市議会議員及び赤穂市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 赤穂市議会議員及び赤穂市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年赤穂市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(赤穂市議会議員及び赤穂市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 赤穂市議会議員及び赤穂市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成22年赤穂市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の赤穂市議会議員及び赤穂市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び赤穂市議会議員及び赤穂市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。